

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 5 日

東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

裁判所書記官 小 林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 20 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 8 月 27 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 9 月 2 日 午前 10 時 00 分 場 所 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 9 月 17 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所立川支部民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 3 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 9 月 5 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 5 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	13, 260, 000 10, 608, 000	一括	2, 652, 000	47, 187	13, 167
1	3, 300, 000				
2	9, 960, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 町田市玉川学園三丁目 |
| | 地 番 | 3 6 8 4 番 9 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 1 0 . 0 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 町田市玉川学園三丁目 3 6 8 4 番地 9 2 |
| | 家屋 番号 | 3 6 8 4 番 9 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 4 2 . 9 6 平方メートル
2階 4 2 . 9 6 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 6月23日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 高 久 洋 輔

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり
 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし
 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし
 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。
 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし
-

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムの「お知らせ」メニュー内の各裁判所にある「競売ファイル・競売手続説明書」にも登載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 町田市玉川学園三丁目 |
| | 地 番 | 3 6 8 4 番 9 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 1 0 . 0 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 町田市玉川学園三丁目 3 6 8 4 番地 9 2 |
| | 家屋 番号 | 3 6 8 4 番 9 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 2 . 9 6 平方メートル
2 階 4 2 . 9 6 平方メートル |



令和 7 年(ケ)第 68 号
令和 7 年 5 月 7 日受理
令和 7 年 6 月 3 日提出
(評 価 人 : 山 崎 俊 治)

現況調査報告書

東京地方裁判所立川支部

執行官 久 保 完 二

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 町田市玉川学園三丁目 |
| | 地 番 | 3 6 8 4 番 9 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 1 0 . 0 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 町田市玉川学園三丁目 3 6 8 4 番地 9 2 |
| | 家屋 番号 | 3 6 8 4 番 9 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 4 2 . 9 6 平方メートル
2階 4 2 . 9 6 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	東京都町田市玉川学園三丁目6番28号		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■建物所有者	(占有関係) 1 本建物には、私とA（知人女性）の2人で居住しています。郵便受けには、私とAの名前以外に私たちが経営する法人名も記載していますが、いずれの法人も本建物内で営業実態はありません。他人に貸したりしていません。 (本建物について) 1 下水に不具合があり、ブレーカーの入り切りをしなければ、流れない状況です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 関係人の陳述及び本建物の状況から、占有関係については2枚目記載のとおり認めた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 5月14日 (水) 10:20-10:30	物件所在地	物件確認・占有調査・外観写真撮影
7年 5月21日 (水) : - :	当庁執行官室	建物所有者から電話聴取
7年 5月21日 (水) 10:40-11:05	物件所在地	占有立入調査・写真撮影・図面作成・評価人同行
7年 5月27日 (火) 9:05-9:10	東京法務局府中支局	全部事項証明書等申請
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

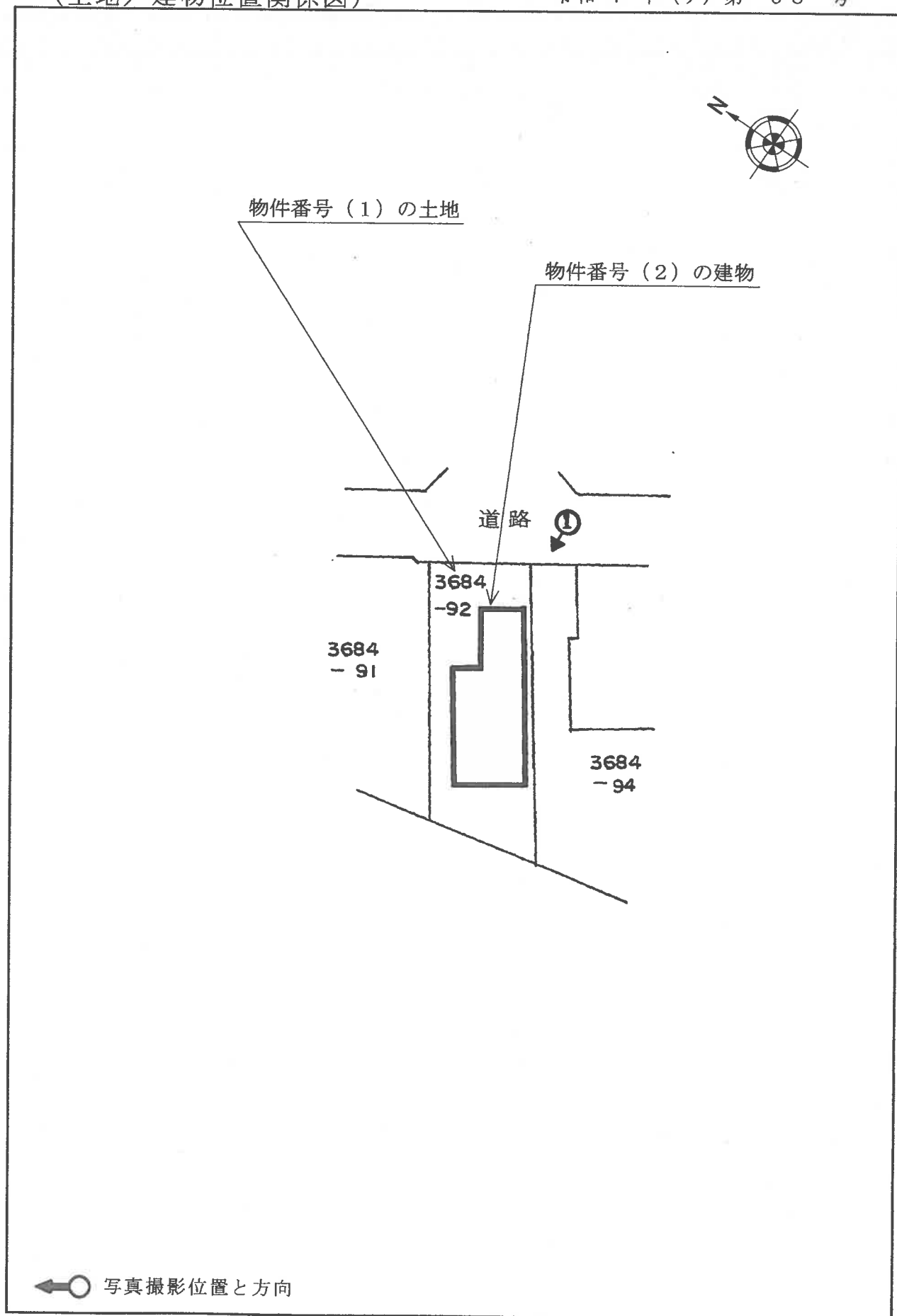
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

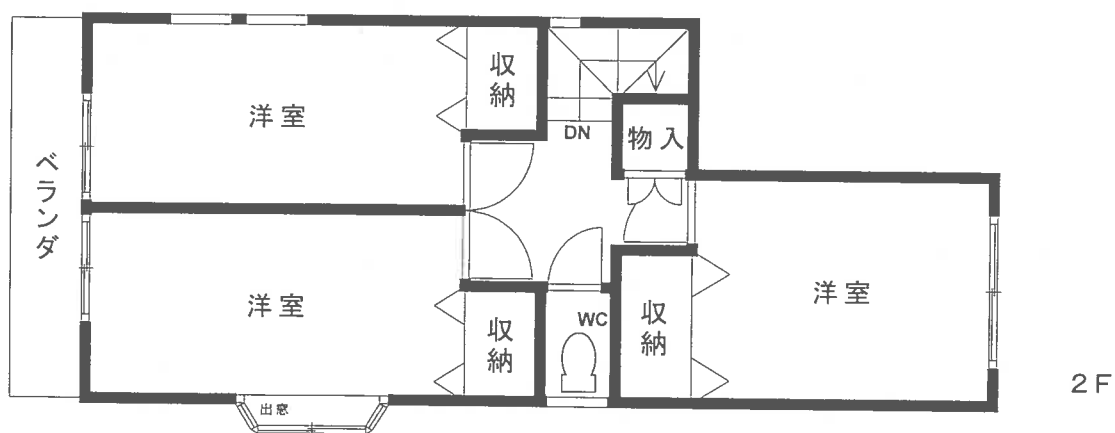
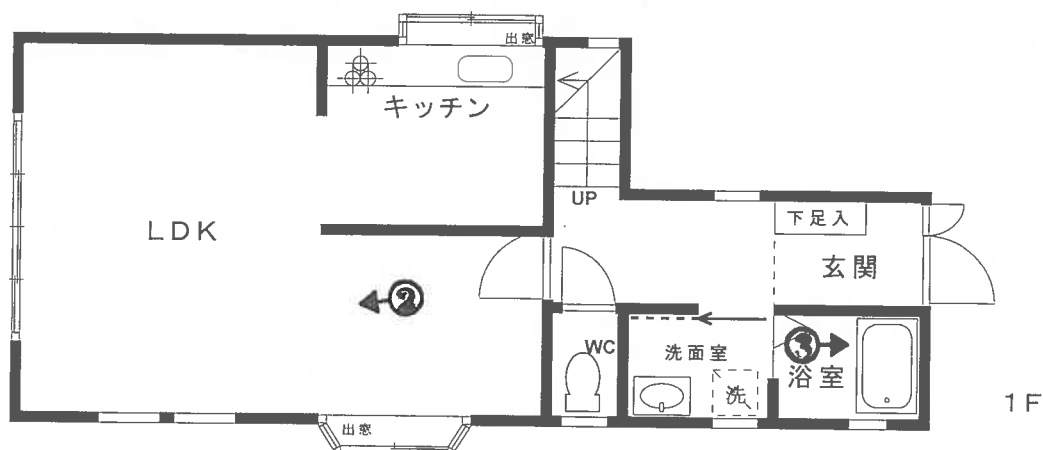
☒ 令和 7年 5月21日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 B を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(写真3枚添付)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり





1



2



3



令和 7 年 (ケ) 第 6 8 号
令和 7 年 5 月 2 1 日 現 地 調 査
令和 7 年 6 月 1 6 日 評 価

東京地方裁判所立川支部
民事第 4 部不動産執行係 御 中

評 価 書

評 価 人 山 崎 俊 治

第1 評価額

一 括 価 格	
金 13,260,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 3,300,000 円
物件2（建物）	金 9,960,000 円

- 1 一括価格は、物件1及び物件2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		同 左
2	次頁物件目録記載のとおり		同 左
番 号	特 記 事 項		
	特になし		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 町田市玉川学園三丁目 |
| | 地 番 | 3 6 8 4 番 9 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 1 0 . 0 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 町田市玉川学園三丁目 3 6 8 4 番地 9 2 |
| | 家屋 番号 | 3 6 8 4 番 9 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 4 2 . 9 6 平方メートル
2 階 4 2 . 9 6 平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	小田急小田原線「玉川学園前」駅の南西方、道路距離約1.3km(徒歩約16分)、「町田」駅方面行きの最寄バス停から徒歩約4分に位置する。(附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	近隣は、町田市中心市街地の北西方、玉川学園駅西側に形成された高台の住宅地域の一角に位置する。戸建住宅が建ち並ぶ閑静な住宅街であるが、幅員の狭い見通しの悪い道路が多く、街路条件の劣る住宅地域である。なお、本件土地は南西方の恩田川に向かって下る崖上に位置している。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般的 な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 80% なし 第1種高度地区 高さの最高限度:10m 日影規制(一) 敷地面積の最低限度:120㎡(※) 宅地造成等工事規制区域 町田市景観計画(景観形成ゾーン「住まい共生ゾーン」)
	(※) 本件土地の地積が敷地面積の最低限度を下回ることから、町田市建築開発審査課で確認したところ、敷地面積が定められた基準日(平成16年6月24日)以前から最低敷地面積に満たない敷地については、基準日以降に敷地面積及び形状の変更をしていない等の条件を満たせば、建物の建替えは可能であるとのこと。詳細については町田市建築開発審査課への確認・相談を要する。なお、登記記録によると本件土地は基準日以前の平成11年に分筆された土地である。	
画 地 の 状 況	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	110.05㎡ 台形 間口約6m、奥行約16～18m 元々は南西下りの急峻な自然の崖地であった土地上にR C擁壁を築造し、平坦な人工の地盤を造成した土地である。正確な高さは不明であるが、R C擁壁の高さは約6～7mで、さらに南西側には高低差約6～7mの崖地が存する。本件建物の建つ人工の宅盤面は北東側市道より約2m低い。なお、R C擁壁の安全性、建物の再建築等については特記事項欄(1)を参照。 法務局備付の地積測量図(平成11年4月作製)が存する。

接面道路の状況等	本件建物の建つ人工の宅盤面は北東側で幅員約4mの舗装市道(建築基準法第42条1項1号に該当)に約2m低く接面する。	
土地の利用状況等	物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。 (建物の配置は附属資料「建物図面・各階平面図写」参照)	
供給処理施設 (基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている)	上水道	有り
	都市ガス	有り
	下水道	有り
土地の履歴等	本件建物の敷地として利用される以前の地歴について、過去の住宅地図(昭和45年版、昭和54年版、昭和62年版)で調査したところ、未利用地(自然の崖地)であったことが確認された。	
特記事項	(1) RC擁壁の安全性、建物の再建築等について ① 記録が古く、築造計画概要書の確認ができなかったため、正確な位置等の照合はできなかったものの、本件土地及び隣地等に築造したRC擁壁のものとみられる建築確認済証の交付記録(平成11年1月21日)は確認できた。ただ、検査済証の交付記録は確認できなかったため、RC擁壁の構造上・耐震上の安全性については不明である。(なお、本件建物の検査済証の交付記録(平成11年12月9日)は存する。) ② 本件土地における建物の建替えに際しては、東京都建築安全条例第6条(がけ条例)による制限を受ける。詳細は専門家による調査を行わないと分からないが、RC擁壁について構造上・耐震上の安全性に問題がある場合は、想定以上の対策費用が生じる可能性があるため、留意が必要である。詳細については町田市建築開発審査課に相談を要する。 (2) 本件土地を含む崖地一帯が急傾斜地の崩壊の危険があるとされる土砂災害警戒区域(通称イエローゾーン)及び土砂災害特別警戒区域(通称レッドゾーン)に指定されており、本件土地については南西側大半が土砂災害警戒区域に該当している模様であり、留意が必要である。	

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成12年5月1日新築 約25年 約4年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造2階建 スレート葺 吹付仕上げ等 クロス貼等 クロス貼等 フローリング等 水廻り(台所、洗面室、浴室、トイレ)等 ベランダあり。
現 況 床 面 積	1階： 42.96 m ² 2階： 42.96 m ² 延 85.92 m ²	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅（3LDK） 1階： LDK、洗面室、浴室、トイレ等 2階： 洋室3、トイレ等
品 等	中 位	
保守管理の状況	やや劣る	
建物の利用状況等	現況調査報告書のとおり、建物所有者が住居として使用し、占有している。 ◇ 占有減価の要因はない。	
特 記 事 項	① 検査済証の交付記録(平成11年12月9日)がある。 ② 室内で猫が複数匹飼われており、クロスの引っ掻き傷や剥がれ等が散見された。 ③ 建物内部は全体的に荷物等が多く、床や壁の状態について、十分な確認ができなかった。目視可能な範囲においては、経年に伴う汚れ、劣化、摩耗、機能的陳腐化等が認められる状況であり、維持管理の状態はやや劣る。なお、執行官が聴取した建物所有者の陳述によると、下水に不具合があり、ブレーカーの入り切りをしなければ、流れない状況とのこと。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積 (㎡)	建付減価 エ	建付地価格 (円) オ＝ア×イ×ウ×エ
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ			
1	167,000	× 0.83	× 110.05	× 0.90	= 13,730,000

※総額(円)については、1万円未満四捨五入とした(以下同じ)。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。

なお、標準画地は、近隣において土地の概況(間口、奥行、規模等)及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

【基準地 町田－18】

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{(基準地価格)} & & \text{(時点修正)} & & \text{(標準化補正)} & & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 177,000\text{円/㎡} & \times & \frac{102}{100} & \times & \frac{100}{102} & \times & \frac{100}{106} & = & 167,000\text{円/㎡} \\
 & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時 点 修 正：令和6年7月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：方位(東)を考慮。

地 域 格 差：基準地の所在地域と対象不動産の所在地域を比較して、交通接近条件、街路条件、環境条件、行政的条件等を総合的に考量して判定した。

イ 個 別 格 差：下記の個別的要因を考慮して個別格差率を以下のとおり査定した。

- ・日照等：＋4％(南西側からの日照が確保されていること等を考慮)
- ・地勢等：－20％(崖地、道路との高低差、検査済証のないRC擁壁の存在、土砂災害警戒区域を含むこと等を考慮)

$$\text{相乗積}：1.04 \times 0.80 = 0.83 \text{ (小数第3位を四捨五入)}$$

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：敷地と建物との適応状態を考慮し、－10％と判断した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、次のとおり建物価格を求めた。

物件 番号	再 調 達 原 価 (円/㎡) ア	現 況 延 床 面 積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格 (円) エ＝ア×イ×ウ
2	220,000	× 85.92	× 0.15	= 2,840,000

ア 再 調 達 原 価 ： 対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積 ： 登記数量による。

ウ 現 価 率 ： 対象建物の現況を考慮のうえ、残価率、経済的残存耐用年数を下記のとおり判定し、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して、現価率を求めた。

- ・ 経済的残存耐用年数は、物理的・機能的・経済的観点から建物の現況及び地域的特性の推移・動向等を考慮して査定したもので、税務上の耐用年数と一致するものではない。
- ・ 観察減価については、建物の経過年数、建物の状態、間取り等の汎用性の程度、中古物件による市場性、観察不能部分の不測の減価等を総合的に勘案して査定した。

残価率	5%
経過年数	約25年
経済的残存耐用年数	約4年
観察減価率	25%

$$\begin{array}{l}
 \text{(残価率)} \qquad \qquad \qquad \text{(耐用年数に基づく方法)} \quad \text{(観察減価)} \\
 \text{現価率： } 0.05 + (1-0.05) \times \frac{\text{約4年}}{(\text{約25年} + \text{約4年})} \times (1-0.25) = 0.15 \\
 \text{(小数第3位を四捨五入)}
 \end{array}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ウ=ア×イ
1	13,730,000	× 0.70	法定地上権	= 9,610,000

ア 建付地価格：前記1 ① オ

イ 土地利用権等割合：売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格(円) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算(円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) カ= (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	13,730,000	－ 9,610,000		× 1.0	× 0.8	= 3,300,000
2	2,840,000	＋ 9,610,000	× 1.0	× 1.0	× 0.8	= 9,960,000
一括価格(合計)						13,260,000

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：上記2 ① ウ

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。

第6 参考価格資料

【 指標とした公示価格等 】

基準地「町田－18」

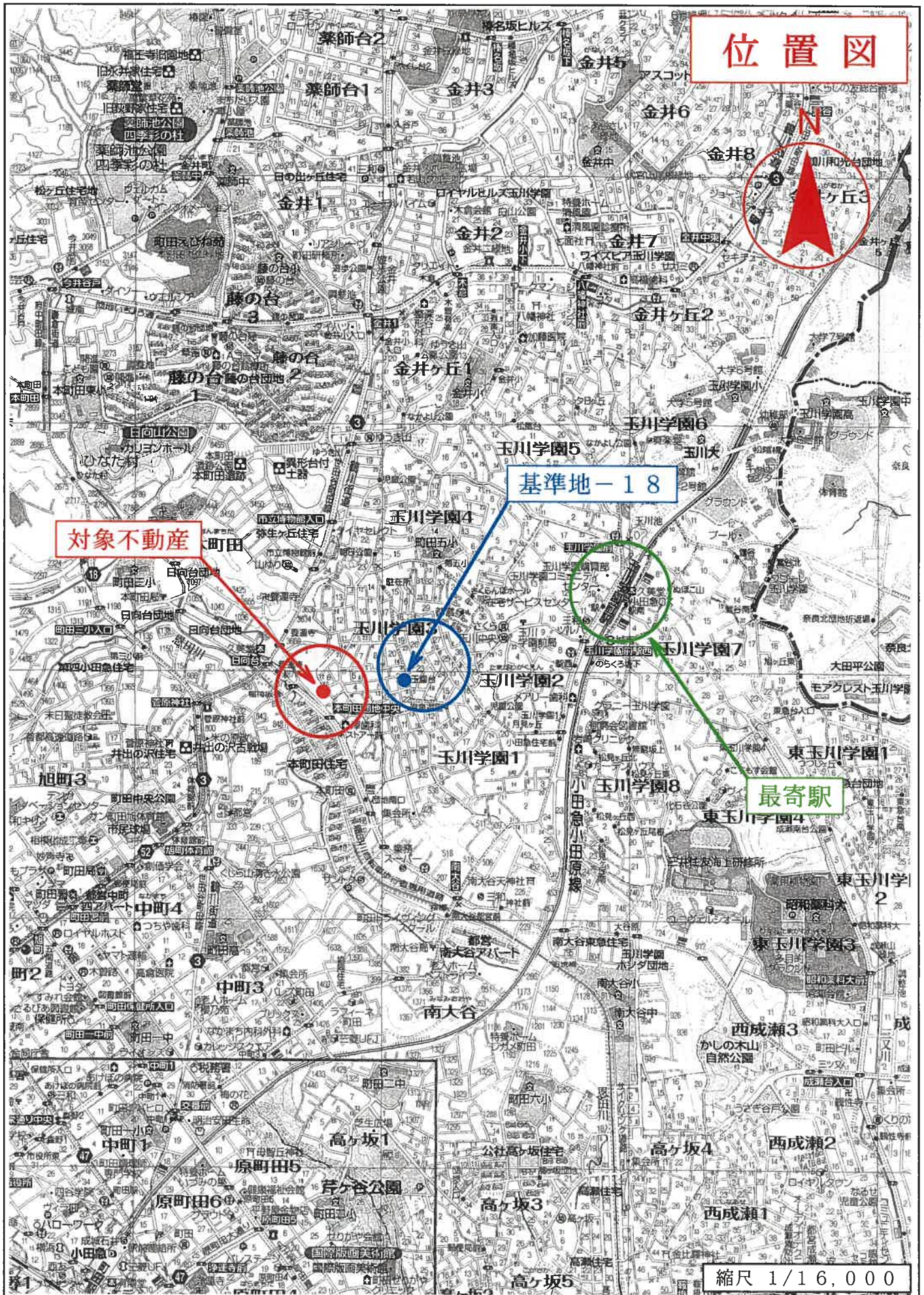
価 格 時 点	令和6年7月1日
所 在 及 び 地 番 「 住 居 表 示 」	町田市玉川学園三丁目3690番65 「玉川学園3－21－2」
1㎡当たりの価格	177,000円/㎡
地 積	209㎡
前 面 道 路 の 状 況	東6m市道
供 給 処 理 施 設 の 状 況	水道、ガス、下水
交通施設との接近状況	「玉川学園前」駅 1km
法 令 上 の 制 限	1低専(40,80)、高度
周辺の土地の利用状況	中規模一般住宅が多い高台の住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写

以 上

位置図

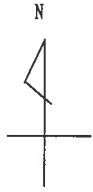


縮尺 1/16,000

株式会社昭文社発行「都市地図」より複製

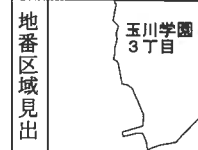
公図写

イ 3684-67
ロ 3684-86



物件1土地

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	町田市玉川学園三丁目				地番	3684番92			
出力縮	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(東京法務局町田出張所管轄)

令和7年5月8日

東京法務局八王子支局

登記官

請求番号：18-1

(1/1)

※赤字・赤枠等は評価人が記載 (以下同様)

地積測量図写

平成11年4月10日記 (正確)

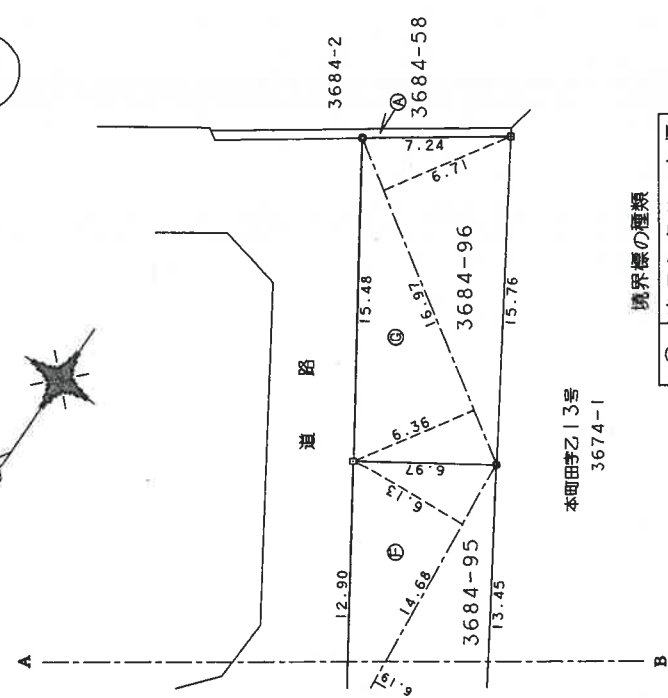
地積測量図

(H) 3684-58

地番 3684番91ない96

土地の所在 町田市玉川学園3丁目

1/2



境界線の種類

◎	市コンクリート	標
☒	市	鉄 釘
田	民コンクリート	標
□	民	金 属 標
⊕	民	鉄 釘

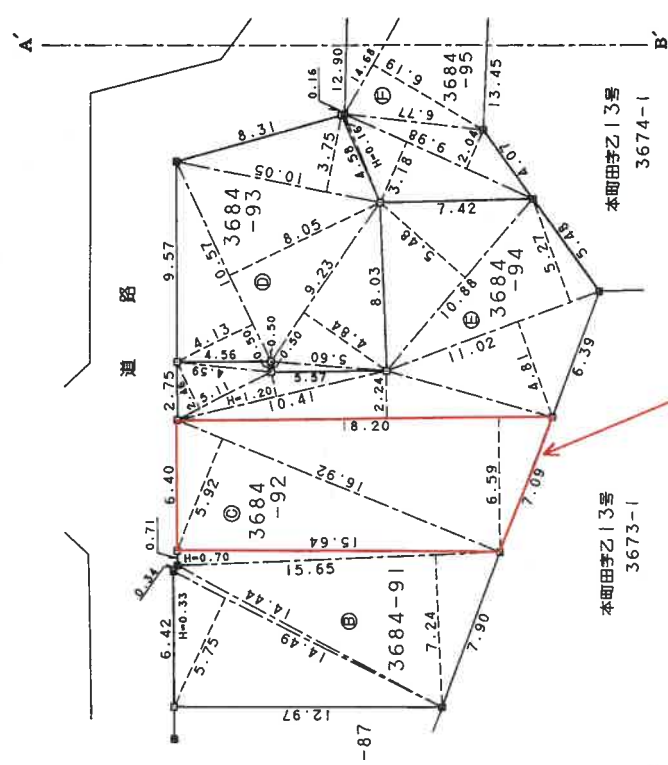
縮尺 1/250

申請人

平成11年4月13日作製

作製者

物件1土地



登記年月日：平成11年4月20日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(東京法務局町田出張所管轄)
令和7年5月8日 東京法務局八王子支局

登記官

(1/2)

請求番号：18-2

A3をA4に縮小

登記年月日：平成11年4月20日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(東京法務局町田出張所管轄)
令和7年5月8日 東京法務局八王子支局

登記官

地積測量図 2/2

地番 3684番91ない96

土地の所在 町田市玉川学園3丁目

三斜求積表

地番 ⑤ 3684-95				
地	底	辺	高	さ
	4.58		0.16	0.7328
	9.98		3.18	31.7364
	9.98		2.04	20.3592
	14.68		6.19	90.8692
	14.68		6.13	89.9884
			地積	233.6860
			地積	116.84300
			地積	116.84 m ²

地番 ⑥ 3684-96				
地	底	辺	高	さ
	16.97		6.71	113.8687
	16.97		6.36	107.9292
			地積	221.7979
			地積	110.89895
			地積	110.89 m ²

地番 ⑦ 3684-58				
公	積	地	積	地
726.85242		670.34070		56.51172
				56.51 m ²

付	号	地	積
①		56.51 m ²	
②		106.18 m ²	
③		110.05 m ²	
④		106.95 m ²	
⑤		119.41 m ²	
⑥		116.84 m ²	
⑦		110.89 m ²	

地番 ⑧ 3684-91				
地	底	辺	高	さ
	14.49		5.75	83.3175
	14.49		0.33	4.7817
	15.65		7.24	113.3060
	15.65		0.70	10.9550
			地積	212.3602
			地積	106.18010
			地積	106.18 m ²

地番 ⑨ 3684-92				
地	底	辺	高	さ
	18.20		6.59	119.9380
	16.92		5.92	100.1664
			地積	220.1044
			地積	110.05220
			地積	110.05 m ²

地番 ⑩ 3684-93				
地	底	辺	高	さ
	5.60		0.50	2.8000
	9.23		4.84	44.6732
	10.57		8.05	85.0885
	10.57		4.13	43.6541
	10.05		3.75	37.6875
			地積	213.9033
			地積	106.95165
			地積	106.95 m ²

地番 ⑪ 3684-94				
地	底	辺	高	さ
	10.88		5.48	59.6224
	11.02		5.27	58.0754
	11.02		4.81	53.0062
	18.20		2.24	40.7680
	10.41		1.20	12.4920
	5.11		2.46	12.5706
	4.59		0.50	2.2950
			地積	238.8296
			地積	119.41480
			地積	119.41 m ²

作製者

(平成11年4月13日作製)

申請人

151645

縮尺 1/250

建物図面・各階平面図写

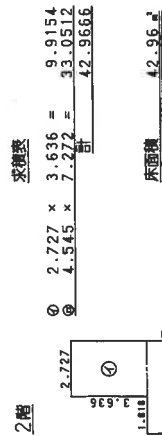
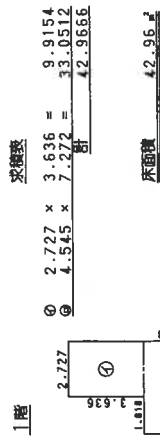
平成28年6月5日 製図

建物図面 各階平面図

家屋番号 3684番92

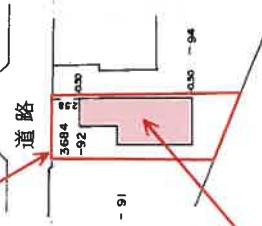
建物の所在 町田市玉川学園三丁目3684番地92

各階平面図



物件1 土地

物件2 建物



縮尺 1/500

申請人

596528

縮尺 1/250

平成28年6月2日作製

(神奈川県土地家屋調査士会)

作製者

登記年月日：平成28年6月5日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(東京法務局町田出張所管轄)

令和7年5月8日

東京法務局八王子支局

登記官

請求番号：18-3

A3をA4に縮小